

愛川町立半原小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

- (1) いじめの定義・いじめに対する基本認識・いじめ防止等に向けた基本理念 についての考え
- いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条)

いじめの定義については、国の基本方針に準じて次のように定める。

法において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が苦痛を感じているものをいう。

いじめに対する基本認識 (愛川町いじめ防止基本方針)

○いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳を損なう絶対に許されない人権侵害行為である。

○いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。

いじめ防止等の対策に関する基本理念 (愛川町いじめ防止基本方針)

○全ての人は、いじめをしない・させない・見逃さない。

○大人は、いじめに対して適切な対処をする。
- (2) 半原小、いじめ防止のために大切にしたいこと
- いじめは、人の心や体を深く傷つけ、安心して楽しく学校生活を送りたいというみんなが持っている願いを奪う、決して許されないことであります。

半原小学校では、楽しく安心して学校生活を送るために、児童や教職員、保護者や地域の方々などが、それぞれの立場で、「いじめを行ってはならない。」との意識を全員が強く持ち続けます。

私たちの学校では、困ったり悲しんだりしている人がいたら手を差し伸べ、声をかけあい、決して「一人ではない。」と、みんなでメッセージを送ります。

2 学校の具体的な取組

(1) 取組年間計画 (人権・インクルーシブ教育を意識して)

いじめ防止対策学校基本方針 各部会年間計画											愛川町立半原小学校
	いじめ防止 全体委員会	日常点検部会	いじめ防止対策会議 (児童支援部)	教育相談	道徳教育	情報モラル	てまり学園との 連絡協議会	小中連携	Y Pアンケート 年2回	保健室	学習室より
4月	職員会議後の 情報交換	児童支援部	生活アンケート (毎月実施) 児童指導全体会 問題行動調査	SC 教育相談員	各学年における 道徳年間指導計画の作成・ 実施	<情報モラル指導内容> 発信する情報や情報社会での行動に責任 を持つ	ケース会議	・協議会		来室チェック	
5月				SC 教育相談員			連絡会 (ケース会議)				
6月				SC 教育相談員				・中学校授業公開 ・担当者会 【児童・生徒支援】			
7月			非行防止教室 夏季休業中の過ごし方	S C 教育相談員		「非行防止（犯罪）教室」についての講 演			研修 Y Pアンケート		
8月				(職員研修)				・合同研修会			
9月				SC 教育相談員							
10月				SC 教育相談員				・中学校授業公開			
11月			人権週間 いじめアンケート	SC 教育相談員				・担当者会 【児童・生徒支援】			人権について「出張授 業」
12月			冬季休業中の過ごし方 (学活) 問題行動調査	SC 教育相談員		SNS情報モラル教室			実践 Y Pアンケート		
1月				SC 教育相談員							
2月				SC 教育相談員							
3月			学年末休業中の過ごし方 (学活)	SC 教育相談員				・担当者会 【児童・生徒支援】 ・引き継ぎ	・Y Pを利用した クラス分け検討会		・引き継ぎ

(2) いじめ防止等の対策のための組織

①ア) いじめ防止対策会議（児童支援部会〈月1回〉）

- 児童指導担当や教育相談担当、養護教諭を中心に日常点検を実施
- 確認後、必要に応じて、全体委員会へ資料等を提出して対策を検討しあう

イ) 「児童支援全体会」

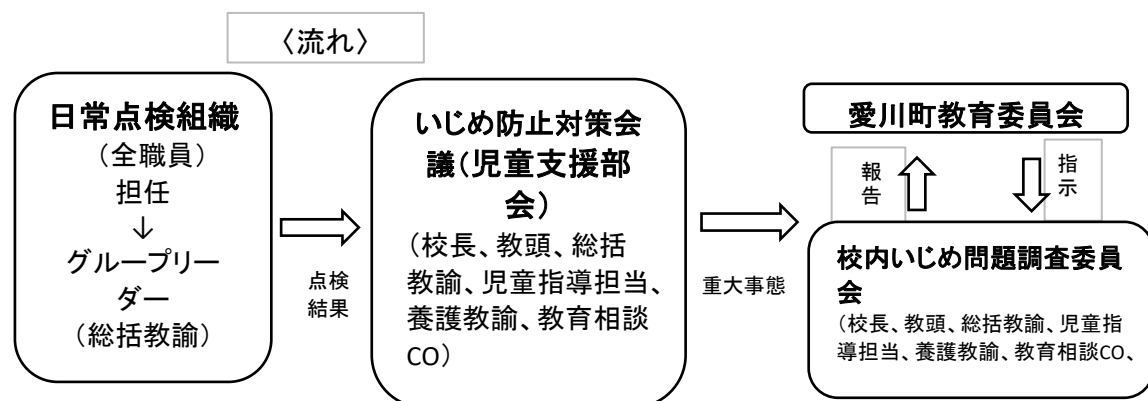
- 実態把握及び・周知・早期発見・早期対応
- 「いじめはしない、させない、許さない」意識の高揚
- 家庭・地域との連携促進

②「日常点検組織」

- 生活・いじめアンケート調査の実施及び検討・早期発見
- 教育相談（保護者面談）
- YPの活用

③「校内いじめ問題調査委員会」：重大事態時に対応

- 校長・教頭・教務・総括教諭・児童支援部・学年主任・担任・当該学年・養護教諭・外部機関（SC・SSW・教育相談員）等 ※構成員は、事案内容によって校長が任命
- いじめの情報を把握し、情報の整理を行う
- 対応方針の決定・役割分担を行う。
- 被害者・加害者、周辺児童への緊急的・継続的な指導、保護者との連絡を行う



(3) いじめの未然防止

①学級経営の充実

- 児童と教職員との信頼関係の構築
- 学校だより、学年・学級だよりや連絡帳等による家庭との信頼関係の構築
- 地域にも信頼される学校づくり
- 自己肯定感を高める学校行事、体験活動、校外活動などの推進・充実
- 児童相互のかかわりあいを大切にした授業づくり、言語活動の充実を図る授業改善
- 読書活動の充実・推進。「おはなしどんぐりさん」の読み聞かせの活動を通し、豊かな情操を育む

②道徳教育の充実

- 道徳教育、人権教育、情報モラル教育の充実
- 適切な場を設定し、「いじめ」について考えさせ、「しない・させない・許さない」意識の高揚を図る

③人権福祉月間の設定（11月～12月）

- 各学級・学年、児童会、全校朝会等適切な場を設け、意識の啓発と高揚を図る
- いじめ問題の正しい理解の普及と啓発

④児童が主体になった取組の活性化

- 児童会活動、委員会活動、クラブ活動、各種実行委員制を取り入れた活動
- あいさつ運動

⑤相談体制の整備

- 関係機関・外部支援者との日常的なつながり（児相・教育委員会・SC、SSW等）
- 登下校中の交通安全の見守り（敬老会・地域ボランティア）・学校運営協議会
- 生活アンケート・YPの活用

(4) いじめの早期発見・早期対応のあり方

①丁寧な児童支援

ア教育相談体制

- ・ 町、その他関係機関の相談窓口について周知
- ・ 教育相談部での情報交換、ケース検討
- ・ 校内教育相談の周知、相談室の活用
- ・ 家庭訪問、教育相談（保護者面談）

イ児童指導体制

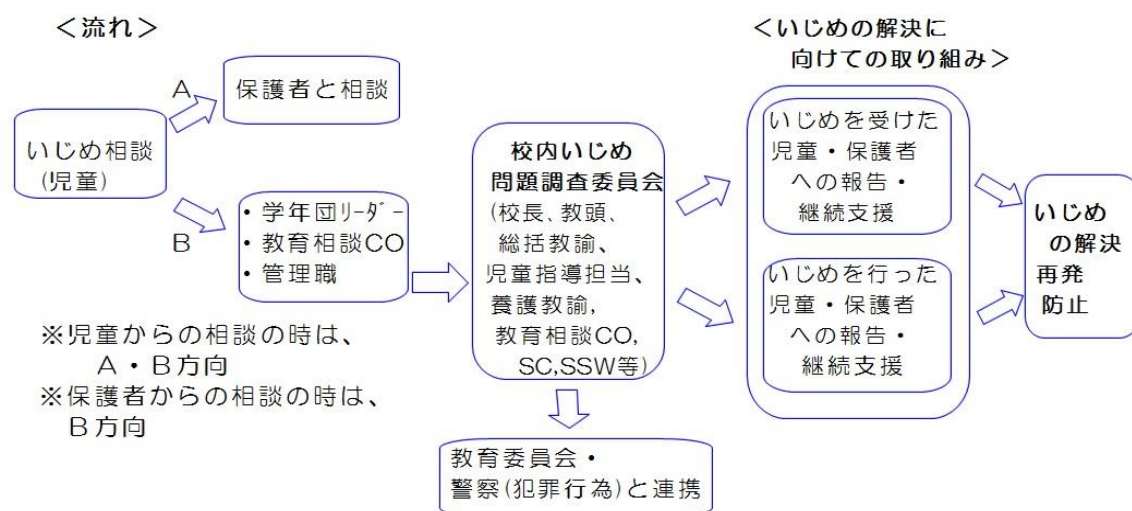
- ・ 児童指導部会で情報交換、ケース検討、必要な校内研修会の企画
- ・ 「学校運営協議会（年3回）」を開催し、「いじめの防止」とともに「健やかな子の育ち」に向けた連携推進を図る
- ・ 愛川中学校区小・中一貫教育児童生徒支援部会での情報交換、連携
- ・ 愛川町児童・生徒指導研究会による関係機関との情報交換、連携

②早期発見の工夫

- ・ 生活アンケート、YPの実施。学年チームでの確認
- ・ 定期的な教育相談
- ・ 支援部会・全体会の活用

(5) いじめに対する対応・措置

- いじめが疑われる情報が入った場合には、直ちに対応チームの会議を緊急開催し情報を共有する
- 被害を受けた児童やいじめに係わる情報を提供してくれた児童の安全のために、迅速にいじめに係わる行為をやめさせる
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められた場合には、いじめた児童に対しての対応を講じる
- 事実確認の結果は、速やかに校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童と行った児童の双方の保護者に報告する



3 重大事態への対処

- 「校内緊急チーム」を設け、適切な方法により当該「重大事態」に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。

- 内容に応じて、愛川町教育委員会と連絡を取り対処する。

〈重大事案とは〉

- ア いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされていると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合（「いじめ防止対策法」より）

